池田認定こども園（仮称）への移行に関する説明会

日時：令和８年８月26日（水）　午後７時から

場所：三好市役所　大会議室

環境福祉部　子育て支援課

教育委員会　学校教育課

三好市における幼保一元化について

三好市では、子どもの数が減少を続けており、幼稚園・保育所において望ましい集団保育や教育に必要な子どもの数を保つことが年々難しくなってきています。

このことから、すべての子どもの健全な育ちを支援し、集団保育にかかる児童数確保や、幼児教育・保育サービスの「質の向上」を重視する観点から、「三好市こども計画」等に基づき認定こども園の整備を行い、公立幼稚園・保育所の幼保一元化を進めてきました。池田以外の地区においては、令和８年度までに認定こども園の整備が完了しています。

池田地区においても、認定こども園の整備を進めていきます。

三好市内の保育所・幼稚園　（三野・井川地区）

三好市内の保育所・幼稚園は、合併時に30施設ありましたが、園児数の減少による休園や統合等により、現在10施設となっています。

（私立保育所を含む。）

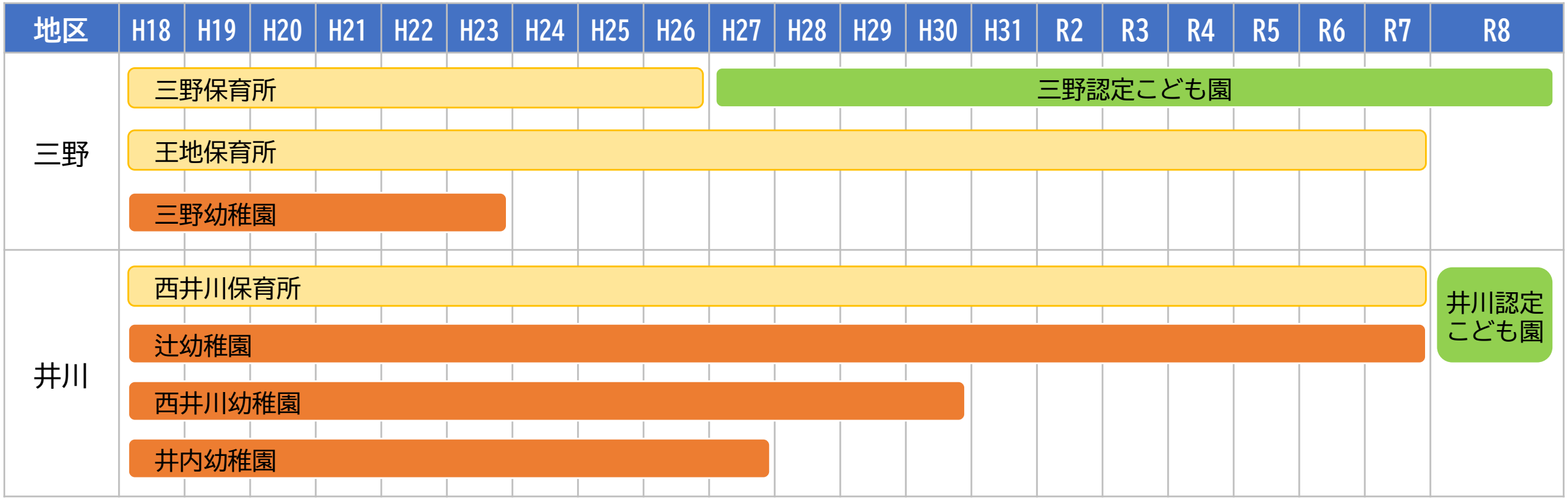

三好市内の保育所・幼稚園　（池田地区）

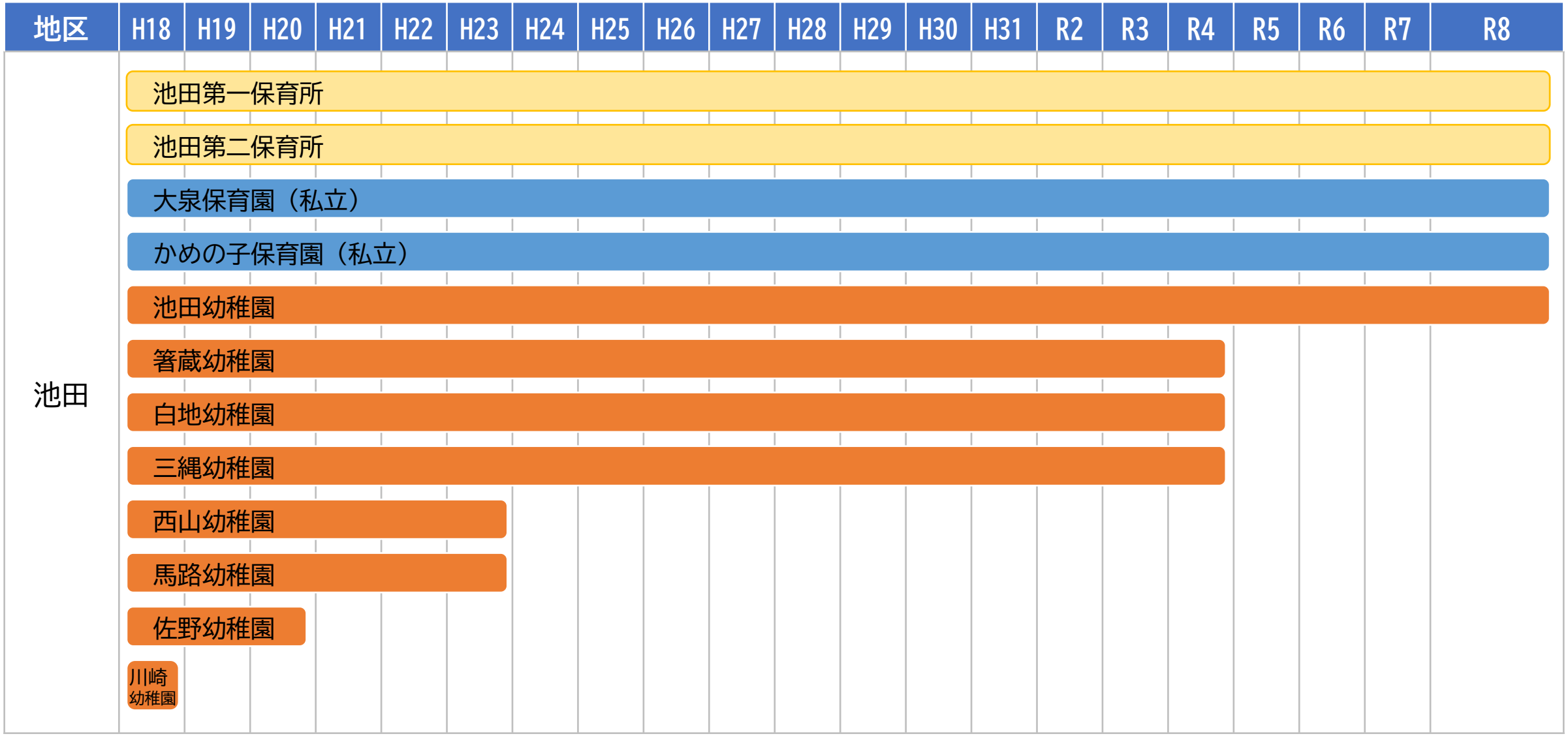

三好市内の保育所・幼稚園　（山城・西祖谷・東祖谷地区）

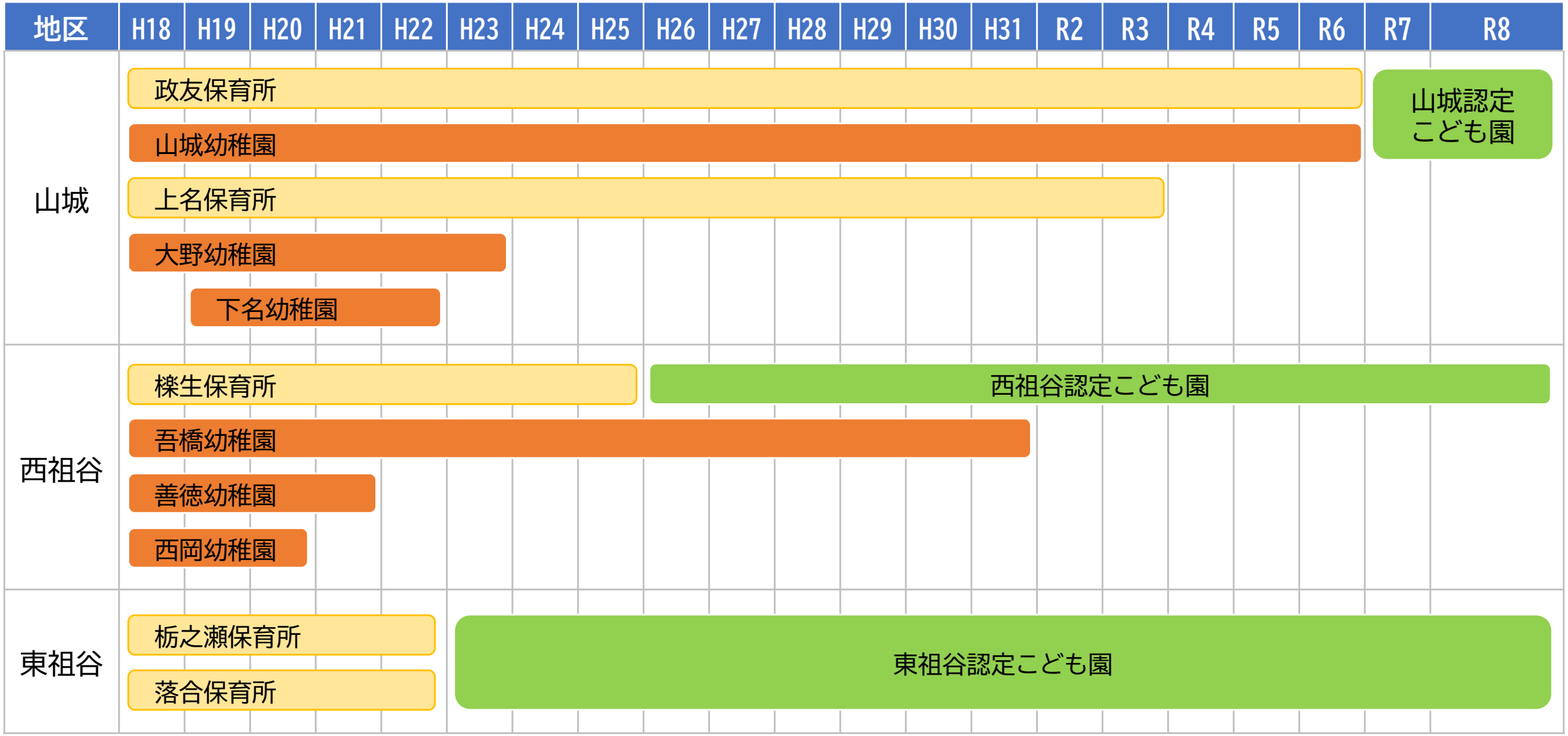

就学前児童（0歳～5歳）数の推移

三好市内の子どもの数は減少しており、今後も年々減少していく見込みです。

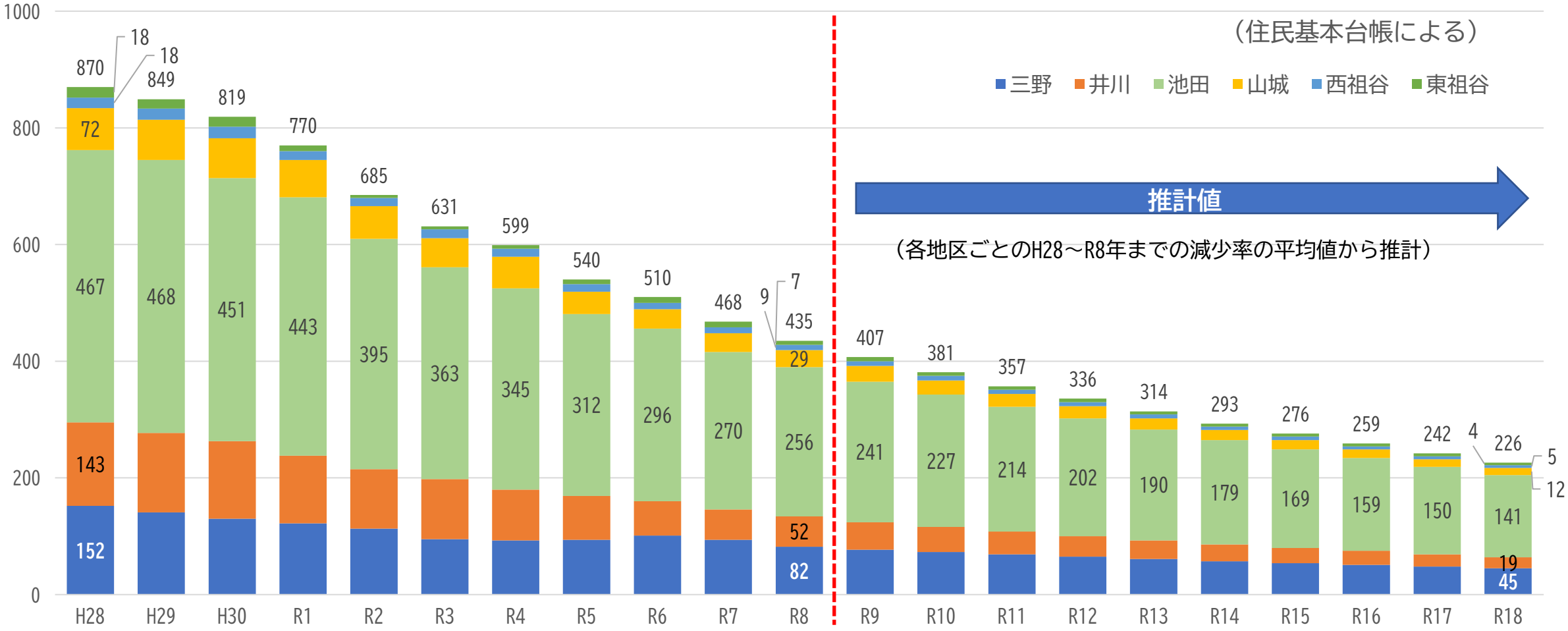

池田地区の園児数の推移

池田町内の幼稚園・保育施設の利用者数も減少しています。

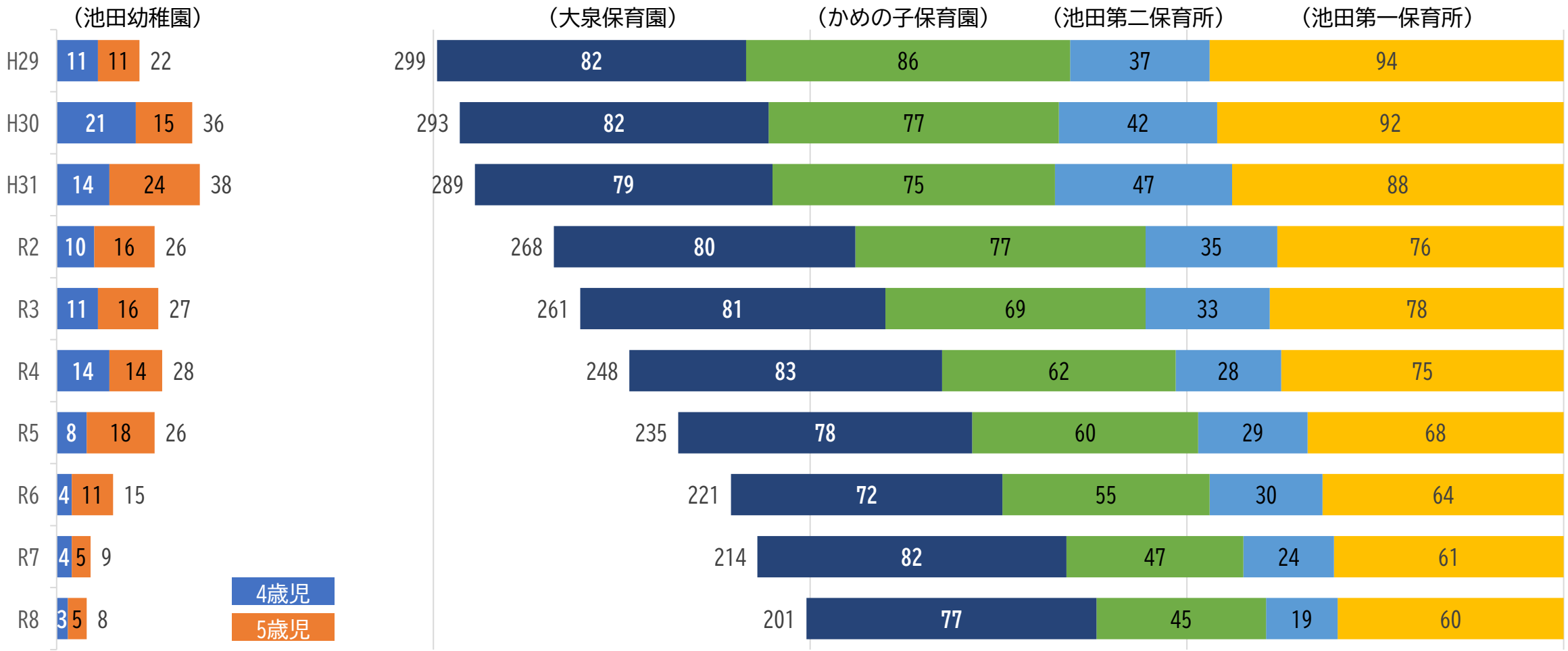

望ましい集団保育や教育に必要な子どもの数を保つことが難しくなったことや、幼児教育・保育サービスの「質の向上」を重視する観点から、

池田幼稚園と池田第一保育所を再編します。

令和９年度末で池田幼稚園を閉園し、
令和10年４月から、池田第一保育所を
池田認定こども園（仮称）へ移行します。

移行後の池田地区の保育施設

移行後、池田地区の保育施設は、４施設になります。

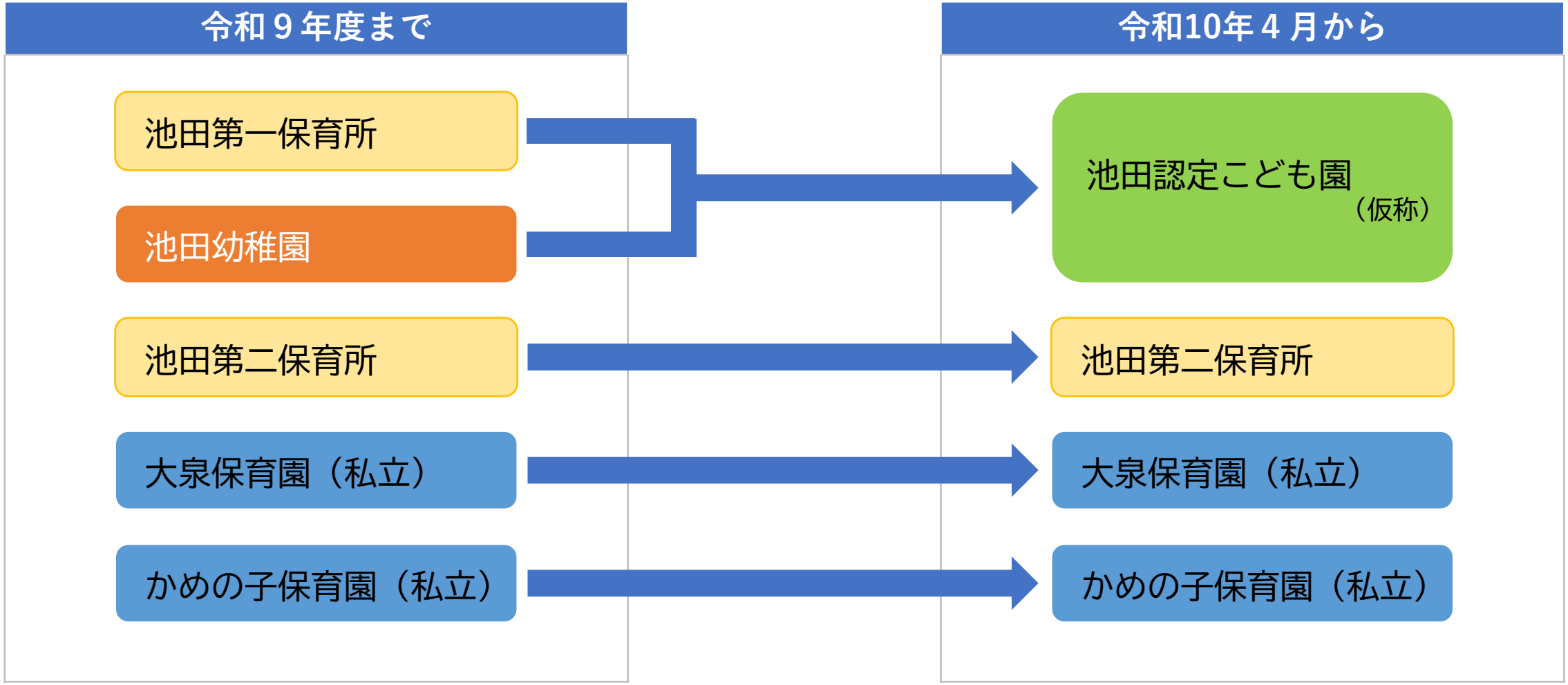

認定こども園とは？

　認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所それぞれのよさを活かしながら、その両方の機能を果たすことができる施設です。

　認定こども園では、就学前の教育・保育を一体のものとしてとらえ、一貫して提供します。

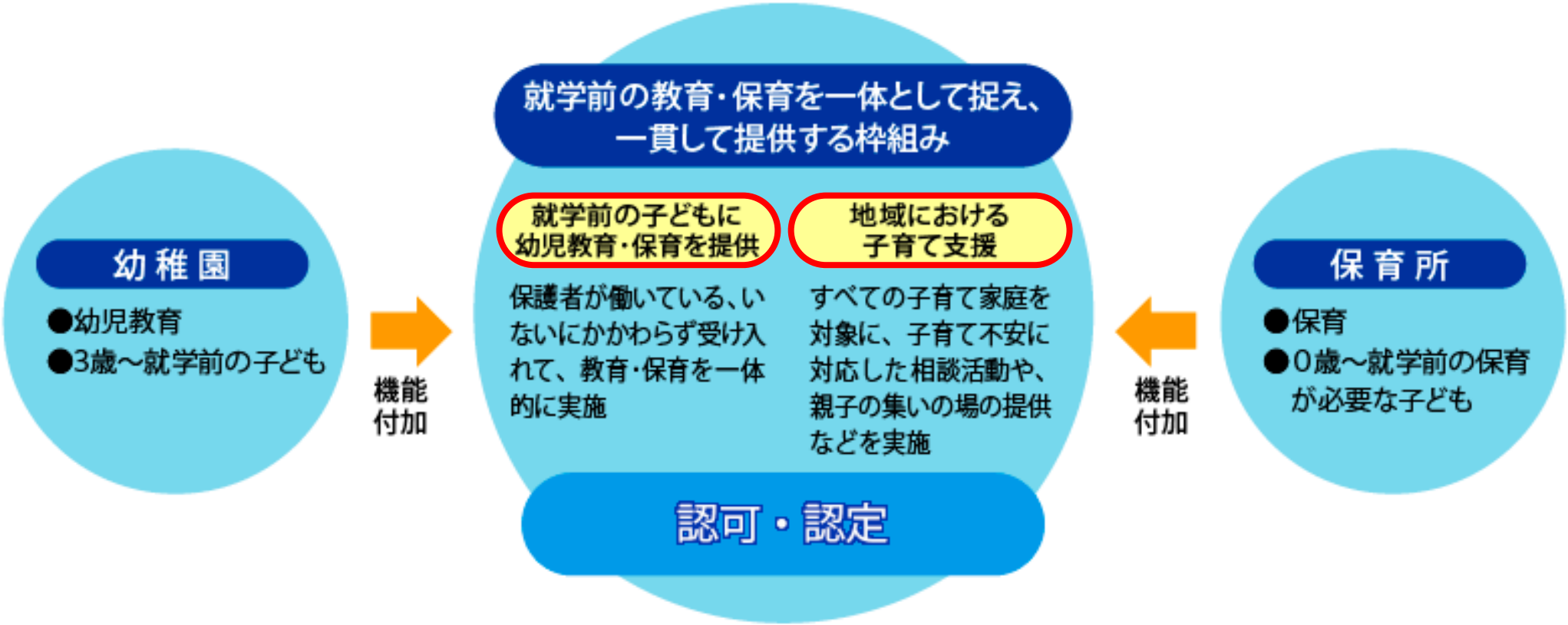

認定こども園とは？　（要領・指針の共通化）

・保育所 ・認定こども園(保育所型)	認定こども園 (幼保連携型)	幼稚園
保育所保育指針	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	幼稚園教育要領
５歳児	５歳児	５歳児
４歳児	４歳児	４歳児
３歳児	３歳児	３歳児
２歳児	２歳児	
１歳児	１歳児	
０歳児	０歳児	

「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」は、保育所、認定こども園、幼稚園それぞれが目指すべきところを定めた法令です。

平成29年に同時改訂が行われ、幼児教育で育みたい資質・能力の明確化や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通じて幼保小の接続の推進の方向性を示すなど、それぞれのねらいや内容について整合性が図られました。 ⇒ **幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園のどこに通っても一定以上の質が担保された幼児教育が受けられるように、要領、指針において、3歳児以上の幼児教育の共通化が図られています。**

認定こども園とは？　（認定こども園の種類）

認定こども園は、４種類あります。

保育所型	幼稚園型	幼保連携型	地方裁量型
認可保育所＋幼稚園機能 （児童福祉施設） 保育園の認可基準を満たした認定こども園 既存の認可保育所に、幼稚園の教育時間や教育内容の機能を追加して、移行するタイプ	幼稚園＋保育所機能 （教育機関） 幼稚園の認可基準と保育園の認可外基準を満たした認定こども園 既存の認可幼稚園に保育所の長時間預かる機能を追加して、移行するタイプ	幼稚園＋認可保育所 （学校かつ児童福祉施設） 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ認定こども園 もともとの幼稚園や保育所から移行するのではなく、最初から教育・保育を一体的に行う新しい独立した施設として設置されるタイプ	その他 （認可外保育施設） 認可外保育所からの移行や、自治体から特別に認められた認定こども園 地域の保育・教育ニーズや実情に合わせて、都道府県・市町村が独自に認定するタイプ

三好市の認定こども園は、全て保育所型です。

認定こども園とは？　（認定こども園の特徴）

（１）幼稚園と保育所の長所を併せ持つ施設
　　幼稚園の教育機能と、保育所の保育機能の両方を持っている施設です。

（２）保護者の就労にかかわらず利用が可能
　　保護者の就労状況が変わっても、退園・転園の必要がありません。

（３）異年齢交流
　　０～５歳の年齢の違う子ども同士が通園することにより、幅広い育ちを支援できます。

（４）土曜日、夏休み等の長期休業中における保育の実施
　　認定こども園は、保育機能を備えた施設であるため、土曜日や夏休み等の長期休業中においても保育を実施します。※保育認定を受けた児童に限ります。

（５）給食の提供
　　土曜日や夏休み等の長期休業中においても給食を提供します。※保育認定を受けた児童に限ります。

（６）地域子ども・子育て支援事業の実施
　　在宅子育て家庭の保護者などが安心して子育てを行えるよう、子育て相談や一時預かり事業の実施など、地域の子育て支援事業を実施します。

認定こども園とは？　（認定区分について）

子どもの年齢や、保護者の就労状況に応じて、「認定区分」が決まります。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	対象となる方
１号認定	満３歳以上	ない	保育を必要としない３歳から小学校就学前の幼児
２号認定	満３歳以上	ある	保育を必要とする３歳から小学校就学前の幼児
３号認定	０～２歳児	ある	保育を必要とする０歳から２歳までの乳幼児

保育を必要としない０歳から２歳までの乳幼児 → 在宅での保育
- 認定こども園での子育て支援サービスの利用
- 子育て支援センター
- こども誰でも通園制度　など

認定こども園とは？　（認定区分ごとの利用形態）

認定区分によって、利用時間等が異なります。

	①　１号認定	２号認定・３号認定	
		②　保育標準時間 （月120時間以上就労）	③　保育短時間 （月48時間以上120時間未満就労）
受入年齢	３歳～５歳	０歳～５歳	０歳～５歳
利用時間	8:00～13:00	7:30～18:30	8:30～16:30
給食	あり	あり	あり
延長保育	なし	あり	あり
土曜保育の受入	なし	あり	あり
長期休業中の保育	なし	あり	あり

認定こども園とは？　（利用時間の違い）

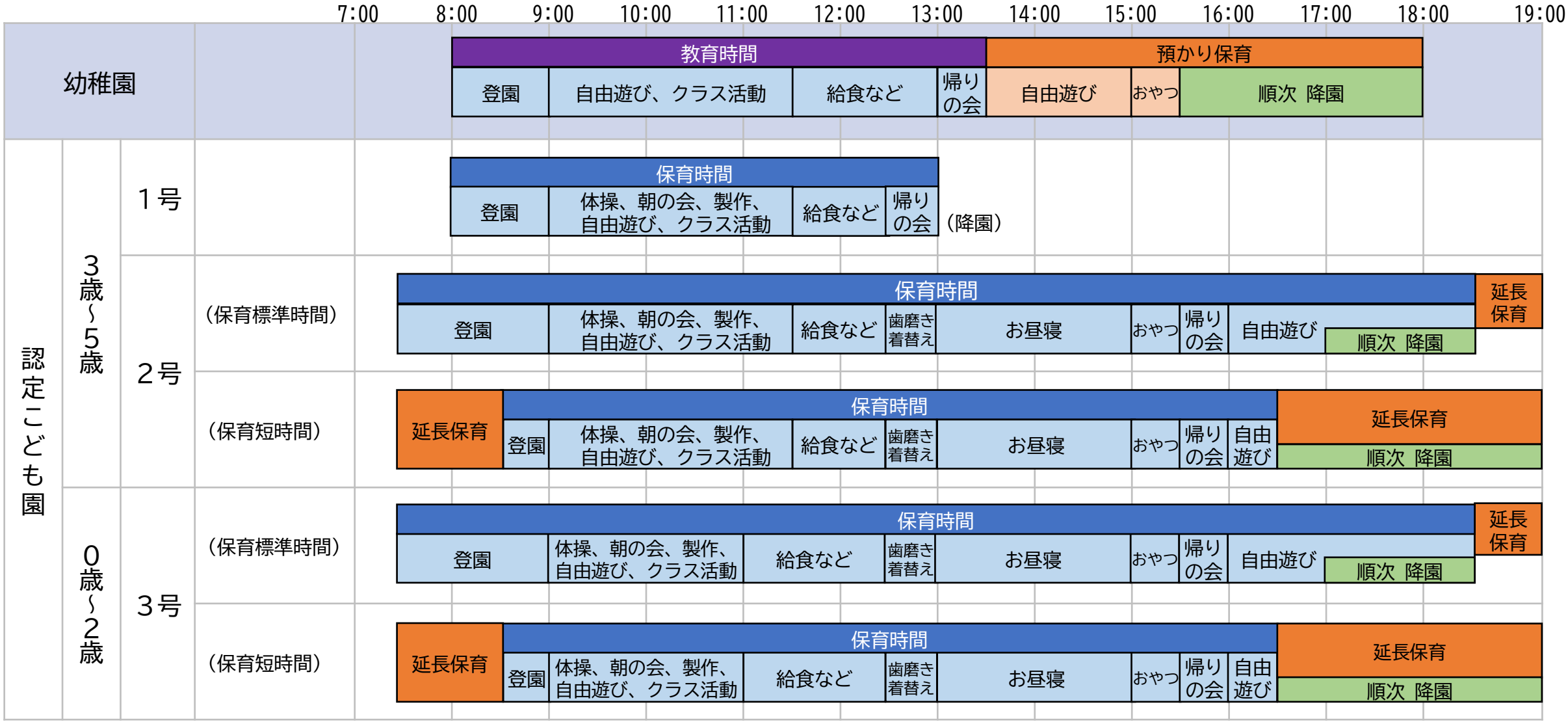

認定こども園とは？　（保育料・給食費について）

保育料、給食費とも無償化により、保護者負担はありません。

認定区分	保育料	給食費	延長保育
１号認定	無償	無償	－
２号認定	無償	無償	（標準時間） １回につき200円（午後６時30分 ～ 午後７時まで） （短時間） １回につき100円（午前７時30分 ～ 午前８時30分まで） １回につき100円（午後４時30分 ～ 午前６時30分まで） １回につき200円（午後６時30分 ～ 午後７時まで）
３号認定	無償	無償	

文具・教材などの保育材料費や、出席手帳など個人の所有するものについては、実費徴収となります。
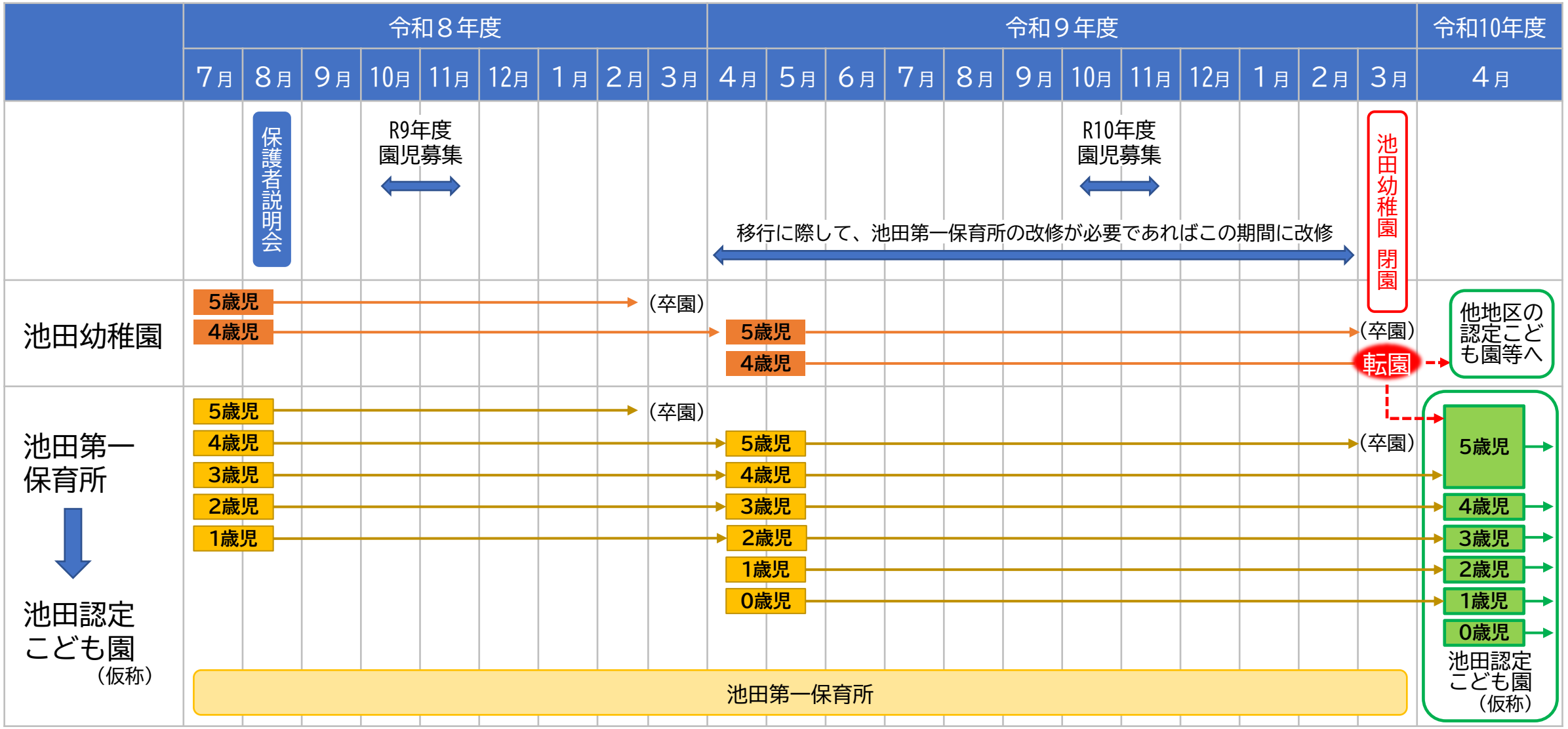
移行スケジュールについて